２　特定無線設備の工事設計認証

工事設計認証を受けた者の氏名又は名称	工事設計認証を受けた者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名	工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称	工事設計認証番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には、その旨	設備規則第14条の２認証をした年月日が適用される無線設備である場合には、その旨	工事設計第４項第９号から第11号までに規定する事項の記載又は添付（注１）	公示を希望する日

注１　第17条第４項ただし書に該当する場合は、レ印を入れ、同項第９号から第11号までに掲げる事項を記載又は添付すること。

［２～５　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

２　特定無線設備の工事設計認証

工事設計認証を受けた者の氏名又は名称	工事設計認証を受けた者の住所及び法人にあつては、その代表者の氏名	工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称	工事設計認証番号	電波の型式、周波数及び空中線電力	設備規則第14条の２認証をした年月日が適用される無線設備である場合には、その旨	工事設計第４項第８号から第10号までに規定する事項の記載又は添付（注１）	公示を希望する日

注１　第17条第４項ただし書に該当する場合は、レ印を入れ、同項第８号から第10号までに掲げる事項を記載又は添付すること。

［２～５　同左］

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和四年五月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　電波法第三十八条の五第一項に規定する登録証明機関による同法第三十八条の六第二項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の報告及び同法第三十八条の三十一第二項に規定する承認証明機関による同条第四項又は第六項において準用する同法第三十八条の六第二項の報告は、この省令の施行の日前においても、第四条の規定による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則様式第五号に規定する様式によることができる。

（経過措置）

３　この省令の施行の際現に受けている第三条の規定による改正前の無線設備規則（次項において「旧設備規則」という。）第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

４　この省令の施行の際現にされている旧設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二、第四十九条の六の十三、第四十九条の二十九又は第四十九条の二十九の二に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例によることができる。

５　前項の規定によりなお従前の例による審査により無線局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

○環境省令第四号

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）及び大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百七十五号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三日

環境大臣　山口　壮

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。